

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の策定について

「子ども・子育て支援事業計画」（以下「事業計画」という。）について、市町村は、「子ども・子育て支援法」に基づき、国が示す基本指針に沿って、5年を1期として定めることとされています。

第一期事業計画（平成27年度～令和元年度）については、「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成27年度～令和元年度）と一体的に策定していますが、令和2年度を始期とする第二期事業計画については、国からの指示も踏まえ、以下のとおり策定することとしたいと考えています。

1 策定の方向性について

令和2年度を始期とする「子ども若者に係る総合的な計画」（以下「新計画」という。）と一体的に策定する。

2 計画期間

令和2年度～令和6年度（5年間）

3 策定の対象となる事業

各事業の詳細は別紙参照

事業名（国）	事業名（京都市）
幼児教育・保育	
地域子ども・子育て支援事業	
利用者支援事業	子どもはぐくみ室における相談・支援
延長保育事業	時間外保育事業
一時預かり事業（一般型）	一時預かり事業（保育所型）
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園における預かり保育
病児保育事業	病児・病後児保育
放課後児童健全育成事業	学童クラブ事業 等
養育支援訪問事業	育児支援家庭訪問事業 育児支援ヘルパー派遣事業
子育て短期支援事業	ショートステイ トワイライトステイ
地域子育て支援拠点事業	児童館事業 つどいの広場事業 保育所拠点事業
子育て援助活動支援事業	ファミリーサポート事業
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん事業
妊婦に対する健康診査	妊産婦健康診査

4 策定について

(1) 本市における策定の方針

今後の人口の推移や、これまでの利用実績をベースに、新計画策定に係り実施したニーズ調査において確認した各事業の利用ニーズ等を踏まえて策定する。

(2) 策定する事項

- ・ 量の見込み
各年度（令和２年度～令和６年度）の事業提供量の見込み
- ・ 確保方策
各年度（令和２年度～令和６年度）の事業の提供体制の確保及びその内容

(3) 本審議会での審議

事業ごとに専門的に審議する必要があるため、部会及び共同部会において意見聴取を実施（各事業の審議を行う部会等は別紙のとおり）したうえで、部会及び共同部会での検討内容を全体会議で報告し、意見聴取する。

（主なスケジュール（予定））

令和元年６月 各部会及び共同部会で意見聴取
７月 全体会議で意見聴取

第二期子ども・子育て支援事業計画の対象となる事業一覧

事業名（国）	事業概要	部会
幼児教育・保育	【教育・保育施設】 認定こども園，幼稚園，保育園（所） 【地域型保育事業】 小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業	幼保推進部会
地域子ども・子育て支援事業		
ア 利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう，身近な実施場所 で情報収集と提供を行い，必要に応じ相談・助言等	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした 共同部会（※）
イ 延長保育事業	11時間（保育所の開所時間）を超えて保育を実施	幼保推進部会
ウ 一時預かり事業（一般型）	一時的な保育，保護者の傷病などによる緊急時の保育に対応	
エ 一時預かり事業（幼稚園型）	通常教育時間の前後や長期休業期間中などに預かり保育を実施	
オ 病児保育事業	病期中・病気回復期にあり，集団保育が困難な児童を一時的に保育を提供	
カ 放課後児童健全育成事業	授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場	子どもの健全育成推進部会
キ 養育支援訪問事業	養育支援が必要な状態にある家庭に対して，保健師等が家庭訪問を通じて，養育に関する支援を実施	支援を必要とする子どものための部会
ク 子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者が，疾病や仕事等の事由によって，家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に，当該児童を児童福祉施設において一定期間養育	
ケ 地域子育て支援拠点事業	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や子育て等に関する相談，地域における親・子の育ちを支援する取組を実施	「乳幼児期の子育て支援」をテーマとした 共同部会（※）
コ 子育て援助活動支援事業	育児の援助を受けたい方と育児の援助を行いたい方による育児に関する相互援助活動を支援	
サ 乳児家庭全戸訪問事業	保健師等が生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し，子育てに関する不安や悩みの相談，必要な情報提供等を実施	
シ 妊婦に対する健康診査	妊娠期間中14回の健康診査を，医療機関等に委託して実施	

※ 親子いきいき保健部会，幼保推進部会，子どもの健全育成推進部会を共同開催

教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」においては、提供区域ごとに、教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みや提供体制の確保方策を示すこととされています。

そのうえで、対象となる給付・事業によって提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では次のとおり、4層の区域設定を行います。

教育・保育 提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する 必要があるもの	・病児保育事業 ・子育て短期支援事業 ・妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位 で事業を実施しているもの	・利用者支援事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て援助活動支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園，保育園（所），認定こども園等の通園区域を 考慮して設定するもの	・施設型給付 (幼稚園，保育園（所），認定こども園) ・地域型保育給付 (小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業) ・時間外保育事業 ・一時預かり事業（一般形，幼稚園型）
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保 する必要があるもの	・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業